

群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部及び  
群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」等の廃止について

このことについて、5月1日付けで群馬県教育委員会より以下のとおり通知がありました。

令和5年5月1日（月）に開催しました、第106回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部及び群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」等の廃止を決定しました。

－概要－

- (1) 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が令和5年5月8日に廃止される旨の閣議決定があったため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第25条の規定に基づき、同日に群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の適用除外となり、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が令和5年5月8日に廃止される旨が決定された。

このため、群馬県の以下のガイドラインを同日付けで廃止する。

（廃止対象）

- ・社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）
- ・新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等実施ガイドライン